

奈良県告示第百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により奈良県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により告示する。

令和七年六月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 変更を認可した事項

組合の地区

二 変更の内容

次の区域を追加する。

三重県桑名市

三 認可年月日

令和七年六月十二日